# 民 間 給 与 関 係

# 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得る こと

#### 2 調査時点

令和5年4月分最終給与締切日現在

#### 3 調査範囲

(1) 調查対象事業所

常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間 事業所

(2) 調查対象職種

支店長等76職種(うち初任給関係職種18職種)

#### 4 調査対象の抽出

(1) 事業所

上記3(1)に該当する555事業所のうち、規模及び産業等により層化し164事業 所を無作為に抽出

#### (2) 従業員

調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するものを抽出 調査実人員は8,465人(うち初任給関係職種448人)、調査職種該当者(母集団)の推定数は38,125人であり、うち行政職に相当する調査実人員は7,179人(うち初任給関係職種409人)、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は26,792人

#### 5 調査項目

- (1)事業所票(1) 賞与等の支払状況
- (2) 事業所票(2)給与改定及び家族手当の支給の状況等
- (3) 個人票 年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当
- (4) 初任給調査票学歴別初任給月額及び該当従業員数

# 産業別・規模別調査事業所数

産	業	企業規	見模	全規模計	500 人以上	100 人以上500 人未満	50 人 以 上 100 人 未 満
全	産	業	計	150	61	64	25
農漁	業 ,	林	業業	0	0	0	0
鉱業建	美,採石業, 設		文業業	21	7	9	5
製	造		業	68	29	32	7
電気情運	、ガス・熱 f 報 通 輸 業 ,	信	道業 業 業	24	10	9	5
卸	売業,	小売	業	3	3	0	0
	融 業 , 助産業,物		業業	5	4	1	0
教医サ	育 ,学 習 療 , ー ビ	福	業祉業	29	8	13	8

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が14あった。
  - 2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。
  - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

# 職種別民間給与の支給状況

#### その1 公民給与比較の対象職種

# 1 企業規模計

			ЖП				令和5年	4月分平5		
					調査	平均	きまって支給		\$ 7 4 A B C	
	耶	<b>養</b>	名		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	備考
					,		(A)	手当 (B)	, ,	
					人	歳	円	円	円	
	支	J	吉	長	9	56.8	693,119	2,251	690,868	【構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	8	56.7	694,475	2,501	691,974	
		短	大	卒	_	_	-	_	-	
		高	校	卒	*	*	*	*	*	
事		中	学	卒	-	-	-	_	-	
務	エ	į	場長		14	54.0	770,394	866	769,528	【構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学 卒		8	54.6	874,381	1,223	873,158	
•		短	大	卒	2	53.0	602,534	0	602,534	
技		高	校	卒	3	53.5	726,669	967	725,702	
術・		中	学	卒	*	*	*	*	*	
ניוע	事	務	部	長	135	52.8	601,980	5,135	596,845	【 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
関		大	学	卒	105	52.8	624,026	4,722	619,304	(以附仅米江省在於八。)
係		短	大	卒	5	52.1	514,086	6,346	507,740	
		高	校	卒	25	52.9	538,617	6,405	532,212	
職		中	学	卒	-	-	_	_	-	
種	技	術	部	長	156	52.5	646,990	3,670	643,320	同上
		大	学	卒	105	53.2	669,666	3,055	666,611	
		短	大	卒	11	51.5	700,924	4,751	696,173	
		高	校	卒	40	51.2	573,928	4,985	568,943	
		中	学	卒	_	-	-	-	-	

<sup>(</sup>注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)。

					調査	平均	令和5年	4月分平5		
	Ħ	餓 種	1 名		前 宜	平均	きまって支給	ì		備考
	- Ai	94 15	E 7H		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	HI
							(A)	手当 (B)	h.	
					人	歳	円	円	円	治和如目に東州姫のもとしその職政ルグ学
	事	務	部次	長	60	49.4	583,298	9,176	574,122	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
		大	学	卒	51	49.0	606,864	6,524	600,340	
		短	大	卒	4	50.5	499,270	921	498,349	(注)「中間職(部長ー課長間)」とは、部長と課 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。
*		高	校	卒	5	51.4	449,218	35,386	413,832	
事		中	学	卒	-	_	_	_	_	
務	技	術	部 次	長	44	51.6	553,379	363	553,016	同上
		大	学	卒	18	52.4	562,124	114	562,010	
		短	大	卒	8	49.5	539,751	1,591	538,160	
技		高	校	卒	18	51.7	550,656	56	550,600	
術		中	学	卒	-	-	_	-	-	
	事	務	課	長	325	50.7	525,629	12,064	513,565	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
関		大	学	卒	221	50.2	544,425	13,041	531,384	
係		短	大	卒	31	51.7	525,112	12,005	513,107	
		高	校	卒	73	51.9	475,165	9,452	465,713	
職		中	学	卒	-	-	_	_	-	
種	技	術	課	長	504	50.0	564,188	10,339	553 <b>,</b> 849	同上
		大	学	卒	261	49.0	579,164	12,034	567,130	
		短	大	卒	60	50.5	563,335	4,778	558,557	
		高	校	卒	181	51.3	541,770	9,682	532,088	
		中	学	卒	2	44.9	515,023	0	515,023	

	調 査 平均								均支給額	
	н	戠 種	1 名		調査	平均	きまって支給	ì		備考
	Я	以 作	<u>1</u>		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	<b>1</b> /⊞ <b>45</b>
	1						(A)	手当 (B)		
					人	歳	円	円	円	
	事	務調	長 長 代	理	179	47.1	512,064	61,463	450,601	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
		大	学	卒	139	46.8	523,156	70,007	453,149	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
		短	大	卒	14	48.9	486,555	45,507	441,048	(注)「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に
		高	校	卒	25	47.8	470,531	20,571	449,960	位置付けられる者をいう(以下同じ。)。
事		中	· · · ·		*	*	*	*	*	
務	技	術 誹	析課 長 代 理		151	48.0	540,213	47,974	492,239	同上
		大	大 学 卒		92	45.9	535,754	44,213	491,541	
•		短	大	卒	9	47.4	540,171	54,648	485,523	
技		高	校	卒	49	52.4	546,604	52,641	493,963	
術		中	学	卒	*	*	*	*	*	
	事	務	係	長	309	45.0	415,790	45,951	369,839	係の長及び係長級専門職
関		大	学	卒	149	42.0	420,655	49,448	371,207	
係		短	大	卒	41	48.4	395,427	29,727	365,700	
		高	校	卒	116	47.1	419,199	47,749	371,450	
職		中	学	卒	3	49.0	366,425	55,893	310,532	
種	技	術	係	長	441	44.2	503,630	56,448	447,182	同上
		大	学	卒	166	41.0	496,661	46,147	450,514	
		短	大	卒	44	37.7	471,360	57,621	413,739	
		高	校	卒	229	48.7	518,158	64,791	453,367	
		中	学	卒	2	50.2	506,269	134,164	372,105	

					調査	平均	令和5年	4月分平5	均支給額	
	詽	戦 種	名		前 宜	平均	きまって支糸	ì		備考
	41	74. 7主	711		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	HII 7-5
						11-	(A)	手当 (B)		
					人	歳	円	円	円	
	事	務	主	任	282	43.9	408,341	53,758	354,583	
		大	学	卒	137	39.4	402,447	60,135	342,312	上記主任と同等と認められる主任中間職(係長-係員間)
		短	大	卒	45	48.6	406,137	53,139	352,998	(注)「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係 員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に
		高	校	卒	99	47.3	416,221	46,202	370,019	位置付けられる者をいう(以下同じ。)。
事		中	学	卒	*	*	*	*	*	
務	技	術	主	任	473	46.6	495,319	86,142	409,177	同上
		大	学	卒	147	41.2	468,147	89,056	379,091	
•		短	大	卒	57	46.3	517,498	97,572	419,926	
技		高	校	卒	268	49.1	503,586	82,869	420,717	
術		中	学	卒	*	*	*	*	*	
Min	事	務	係	員	1,536	38.9	299,967	32,885	267,082	
関		大	学	卒	544	35.7	318,533	42,291	276,242	
係		短	大	卒	252	43.4	294,290	25,081	269,209	
		高	校	卒	733	39.5	288,890	28,765	260,125	
職		中	学	卒	7	41.5	310,599	55,228	255,371	
種	技	術	係	員	1,668	33.9	362,636	62,019	300,617	
		大	学	卒	501	33.1	366,523	59,638	306,885	
		短	大	卒	276	33.0	378,139	62,660	315,479	
		高	校	卒	886	34.6	355,717	63,098	292,619	
		中	学	卒	5	43.8	349,957	39,405	310,552	

# 2 企業規模500人以上

					調査	平均		4月分平	均支給額	
	I	<b>職</b> 種	名		実人員	年齢	きまって支糸 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	備考
	支	Ге	Ė.	長	人 8	歳 56.4	円 695,153	円 2,573	円 692,580	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工	坊	员	長	13	54.0	791,243	941	790,302	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	72	54.0	669,172	5,973	663,199	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術	部	長	88	53.3	712,229	3,301	708,928	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務音	水 次	長	34	48.5	636,624	17,708	618,916	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる
	技	術 音	水 次	長	12	51.6	623,965	258	623,707	新の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技	事	務	課	長	198	51.2	580,593	17,637	562,956	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術	課	長	319	50.1	607,975	10,698	597,277	の長及び課長級専門職
	事	務課	長 代	理	130	46.0	531,651	79,814	451,837	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
関	技	術 課	長 代	理	99	48.2	565,479	44,065	521,414	課長代理及7%課長代理級夷門聯
係	事	務	係	長	188	44.8	441,448	61,583	379,865	
職	技	術	係	長	334	43.8	521,462	60,945	460,517	J
種	事	務	主	任	195	44.9	439,787	65,691	374,096	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が
	技	術	主	任	327	47.4	529,137	97,112	432,025	上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事	務	係	員	841	39.6	321,108	40,188	280,920	
	技	術	係	員	1,103	33.7	378,151	68,260	309,891	

# 3 企業規模100人以上500人未満

					<b>∌</b> ⊞ →	₩ ₩	令和5年	4月分平5	均支給額	
	н	戦 種	名		調査	平均	きまって支糸	ì		備考
	4	以 7里	<b>4</b> 1		実人員		する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)	V⊞ ^⊅
	支	店		長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	# 4 P = 0   W   0 + rt (4   ) 0 F
		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /							-1-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	エ	場		長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	56	51.7	567,176	2,698	564,478	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術	部	長	65	51.9	582,738	4,297	578,441	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務部	次	長	24	50.3	546,932	923	546,009	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職
	技	術 部	次	長	32	51.6	527,250	403	526,847	中間職(部長ー課長間)
技	事	務	課	長	112	50.0	471,945	4,550	467,395	↑ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ↑職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術	課	長	175	49.5	494,351	10,347	484,004	の長及び課長級専門職
	事	務課	長 代	理	49	49.5	469,677	21,750	447,927	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
関	技	術課	長 代	理	47	47.1	495,505	57,330	438,175	課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
係	事	務	係	長	109	44.5	385,149	22,752	362,397	条の長及び係長級専門職
職	技	術	係	長	84	46.8	439,374	33,189	406,185	J
種	事	務	主	任	78	41.5	355,779	33,845	321,934	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が
	技	術	主	任	124	44.0	414,539	59,518	355,021	上記主任と同等と認められる主任 ー 中間職(係長-係員間)
	事	務	係	員	576	36.8	283,480	25,043	258,437	
	技	術	係	員	499	34.2	312,929	42,264	270,665	

#### 4 企業規模50人以上100人未満

	4 1	II. /\_/9L	100		、上10C	// \//\\	μj			
					調査	平均		4月分平均	均支給額	
	Į	戦 種	名		実人員	年齢	きまって支糸 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	支	J.	Ė	長	-	_	_	_	_	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	エ	均	员	長	-	_	-	_	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	7	52.6	417,971	17,268	400,703	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部
事	技	術	部	長	3	49.3	435,450	0	435,450	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
務	事	務音	邓 次	長	2	50.0	379,225	0	379,225	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる
	技	術音	形 次	長	-	-	-	-	-	新の次長及び部次長級専門職 中間職(部長ー課長間)
技	事	務	課	長	15	50.8	358,270	8,349	349,921	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
術	技	術	課	長	10	52.7	388,440	0	388,440	の長及び課長級専門職
	事	務 課	長代	理	-	_	-	-	-	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
関	技	術 課	長代	理	5	52.8	402,544	48,294	354,250	課長代理及び課長代理級専門職
係	事	務	係	長	12	50.7	316,160	19,874	296,286	条の長及び係長級専門職
職	技	術	係	長	23	43.9	339,509	37,089	302,420	J
種	事	務	主	任	9	46.7	298,612	11,877	286,735	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が
	技	術	主	任	22	45.5	318,422	30,782	287,640	上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事	務	係	員	119	43.5	232,473	19,566	212,907	
	技	術	係	員	66	37.7	282,237	27,661	254,576	

### その2 公民給与比較の対象外職種

#### 企業規模計

		調査	平均		4月分平均	均支給額	
	職種名	実人員	年齢	きまって支給する給与	うち時間外	(A-B)	備考
技能	電話交換手	人	歳	(A) 円 -	手当 (B) 円	円 -	見習、外国語の電話交換手を除く。
能・労務	自家用乗用自動車 運 転 手	2	68.0	312,670	74,170	238,500	業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
関係	守衛	42	50.2	320,330	55,047	265,283	
職種	用 務 員	2	55.5	314,962	5,162	309,800	
	船 長・機 関 長	11	57.3	737,223	0	737,223	
海	一等航海士•機関士	12	46.0	625,546	35,979	589,567	
事	二等航海士•機関士	12	35.5	495,266	145,078	350,188	
関	三等航海士•機関士	11	26.9	406,181	122,831	283,350	★港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以
係	運 航 士	-	ı	I	_	-	<b>/</b> 上の船舶の乗組員
職	甲 板 長・操 機 長	4	52.0	470,777	127,560	343,217	
種	甲 板 手・操 機 手	10	38.4	384,144	108,972	275,172	
	甲 板 員・機 関 員	4	24.0	336,396	88,818	247,578	)
	研 究 所 長	-	-	_	_	_	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研究	研究部(課)長	28	52.6	633,508	3,897	629,611	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
関	研究室(係)長	6	43.6	460,776	2,098	458,678	構成員3人以上の室(係)の長
係	主 任 研 究 員	62	40.4	500,711	42,292	458,419	「下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
職種	研 究 員	71	29.6	327,803	34,153	293,650	(
	研究補助員	-	_	_	_	_	
医療	病 院 長	_	_	_	_	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
関係職	副 院 長	2	59.5	1,522,620	221,310	1,301,310	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
種	医 科 長	12	48.8	1,359,826	241,396	1,118,430	部下に医師又は歯科医師1人以上

					調査	平均	令和5年	4月分平5	均支給額	
	職	種	名		調査	平均	きまって支給	i 7		備考
	नम्	1 生	111		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A-B)	HIU AAA
	1						(A)	手当 (B)		
	F			és:	人	歳	円	円	円	
	医			師	22	40.6	1,161,531	232,954	928,577	
医	歯	科	医	師	*	*	*	*	*	
	薬	后	<del>-</del>	長	4	49.5	473,380	28,357	445,023	部下に薬剤師2人以上
療	薬	斉	IJ	師	29	37.3	354,091	25,417	328,674	
	診療	療 放 身	才線 技	師	30	39.8	358,556	39,020	319,536	
関	臨	床 検	査 技	師	48	41.0	336,075	34,088	301,987	
	栄	養	Ě	士	35	33.8	255,407	16,458	238,949	
係	理	学 療	法	士	101	35.2	291,298	8,339	282,959	
	作	業療	法	士	83	35.6	285,093	3,375	281,718	
職	総	看 護	善 師	長	10	57.9	480,781	21,141	459,640	部下に看護師長5人以上
44	看	護	師	長	101	50.3	401,209	26,870	374,339	部下に看護師又は准看護師5人以上
種	看	諄	tig C	師	260	42.4	351,394	34,697	316,697	
	准	看	護	師	130	45.2	282,761	27,671	255,090	
±4.	大	学 学	部	長	3	58.0	570,267	0	570,267	
教	大	学	教	授	23	55.9	428,680	0	428,680	
育	大	学 准	<b>養</b>	授	19	48.7	387,158	0	387,158	
関	大	学	講	師	19	40.2	325,853	0	325,853	
係	大	学	助	教	*	*	*	*	*	
職	高。	等 学	校校	長	_	-	_	_	_	
種	高《	等 学	校教	頭	*	*	*	*	*	
	高	等 学	校教	諭	36	41.2	368,219	25,790	342,429	

# その3 再雇用者

# 企業規模計

						查	平均	令和5	年	4月分平5	均支給額			
	職	種	名	<b>7</b>	調実	且人員		きまって	1	うち時間外	(A-B)	備	į	考
						.,		(A)		手当 (B)	, ,			
	支 店	長・	I	場長		人 4	歳 64.2	524,7	円 774	円 38,059	円 486,715			
事務	事務	• 技	活術	部長		7	62.5	441,0	)38	0	441,038			
	事務	•技	術 音	邓次長		3	61.7	459,	155	5,827	453,328			
技術	事 務	• 技	新	課長		17	61.9	480,	385	10,861	469,524			
関	事務•	技術	課;	長代理		7	61.3	415,	109	34,239	380,870			
係	事 務	• 技	新	係長		9	62.5	336,0	064	21,181	314,883			
職種	事務	<u>・</u> 技	新	主任		13	66.7	320,	553	34,789	285,764			
	事務	<u>・</u> 技	活術	係員		424	62.3	284,8	317	16,479	268,338			

# 公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支 店 長・工場 長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支 店 長 ・ 工 場 長 事務部長・技術部長	
7級	事物 麻 及 " 汉 的 麻 及	事務部次長•技術部次長	支 店 長 ・ 工 場 長 事務部長・技術部長
6級	<b>事</b> 務觀長代冊·技術觀長代冊	務課長代理・技術課長代理 事務課長・技術課長	事務部次長·技術部次長
5級	事物成人任 医侧脉及八座		事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長・	事務課長代理·技術課長代理	事務課長代理·技術課長代理
3級		事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

#### 民間における職種別・学歴別初任給

職種		学  歴	初	任 給 額
	大	事務		203,808
	学	技 術		214,651
	卒	全		209,074
	短	事務		*
事務員・技術者	大	技 術	*	192,500
	卒	全	*	189,727
	高	事務		175,300
	校	技 術		187,419
	卒	全		185,757
医師		大学卒		*
診療放射線技師		養成所卒		*
栄 養 士	短 大 卒			*
看 護 師	養成所卒		*	206,400
高等学校教諭		大 学 卒	*	201,720

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。
  - 2 研究員(大学卒)、研究補助員(短大卒、高校卒)、薬剤師(大学卒)、准看護師(養成所卒)、 大学助教(大学卒)及び船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。
  - 3「\*」は、調査実人員が1人の場合である。
  - 4 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。
- 備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大学卒相当192,800円、高校卒相当159,700円 である。

#### 第19表

# 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係	)III	49.8	2.5	0.0	47.7
課	長 級	42.8	5.2	0.0	52.0

#### 第20表

# 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

								( <del>+</del>   <u>u</u> .,/0/	
役職	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施 定期昇				定期昇給	 定期昇給 間度なし	
役職 段階		[		増額	減 額	変化なし	中止	胴及なし	
係	III.	92.1	91.1	43.6	1.6	45.9	1.0	7.9	
課	長 級	84.0	83.0	37.2	0.7	45.1	1.0	16.0	

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### 第21表

# 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目					
	採用あり	初任給の改定状況		採用なし	
学歴		増 額	据置き	減 額	
大学卒	53.9	(68.4)	(31.6)	(0.0)	46.1
高校卒	45.3	(72.7)	(27.3)	(0.0)	54.7

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の新規学卒者の採用状況について集計したものである。
  - 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

# 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

		(1  == - / = /
項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	62.9	37.1
課長級	55.7	44.3
部長級(非役員)	53.3	46.7

#### 第23表

#### 民間における家族手当の支給状況

#### その1 家族手当の支給状況

(単位:%)

支 給 の 有 無	事業所割合	
家族手当制度がある	83.8	
配偶者に家族手当を支給する	64.8	
家族手当制度がない	16.2	

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
  - 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は77.5%である。

#### その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位:円)

扶養家族の構成	支 給 月 額	(参考)全国民間
配偶者	13,838	12,744
配 偶 者 と 子 1 人	20,435	19,272
配 偶 者 と 子 2 人	26,477	25,373

- (注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
  - 2 全国民間は、人事院の報告の数値である。
- 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者及び父母等については1人につき6,500円 (行政職8級の職員は3,500円、行政職9級の職員は支給なし)、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

#### 第24表

# 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

#### その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位:%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支 給 す る	在宅勤務関連手当を 支 給 し な い	在宅勤務を 実施していない
44.1	(26.0)	(74.0)	55.9

- (注) 1()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。
  - 2 在宅勤務関連手当を支給する事業所のうち、支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所についても調査したが、該当がなかった。

#### その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位:%)

検討している	検討していない	
5.5	94.5	

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち、在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

#### 第25表

# 民間における定年制の状況

(単位:%)

定年制あり	定年	定年制なし	
	60歳	61歳以上	
96.9	76.3	20.6	3.1

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。